

○学校法人産業医科大学監査室規程

平成25年 2 月26日産医大規程第 2 号

学校法人産業医科大学監査室規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人産業医科大学組織規程（昭和53年規則第 3 号）第 3 条の 2 第 4 項の規定に基づき、監査室の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第 2 条 監査室は、学校法人産業医科大学における業務及び会計の適正な執行を図るため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査の実施に関すること。
- (2) 監事監査の支援に関すること。
- (3) 外部機関の検査及び監査への対応に関すること。
- (4) 学校法人の諸規程により定められた職務を行うこと。

(機構)

第 3 条 監査室に、監査室長を置き、必要に応じ、係長のほか主任を置くことができる。

2 監査室長は、理事長の命を受け、監査室の事務を掌理する。

3 係長及び主任は、それぞれ上司の命を受け、担当の事務を処理する。

(文書分類表)

第 4 条 学校法人産業医科大学文書管理規程（昭和53年規程第12号）第 3 条第 3 項に規定する監査室の文書分類表は、別表のとおりとする。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月17日規程第 8 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（文書分類表）

第 1 分類	第 2 分類	第 3 分類	第 4 分類				
監査室		1 監査係	1 監査計画	2 外部監査	3 調査	4 監査一般	5 その他